

大垣市税条例の一部を改正する条例

大垣市税条例（昭和25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第25条第1号中「扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)」を加える。

第26条の8第1項第4号中「認められるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第28条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第4条の4第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第5条中「平成34年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例中第26条の8第1項第4号の改正規定及び附則第5条の改正規定並びに次条第1項の規定は令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から、その他の改正規定及び次条第2項の規定は令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の大垣市税条例（以下「新条例」という。）第26条の8第1項第4号の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に支出する同号に規定する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した改正前の大垣市税条例第26条の8第1項第4号に規定する寄附金については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。